

## 1 市民意見公募の実施状況と結果について

### (1) 公表した案

「立川市がん条例素案」

### (2) 案の公表場所

市ホームページ、議会事務局窓口、立川市役所3階市政情報コーナー、窓口サービスセンター、女性総合センター、RISURU ホール、子育て支援・保健センター（はぐくるりん）、学習館、図書館

### (3) 意見提出期間

令和8年2月9日～令和8年3月9日

### (4) 結果

ア 提出者数 6名

郵送	ファックス	Eメール	HPフォーム	来所
0名	0名	1名	5名	0名

イ 意見の件数 15件

全体に関 わること	第1条	第2条	第3条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条
2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	1件	1件	1件
第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	その他	
2件	0件	0件	3件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに件数をカウントしています。

ウ 市議会の回答結果

意見を反映するもの	市議会の考え方を説明するもの	その他
1 件	14 件	0 件

2 意見と市議会の考え方について

(1) 意見を反映するもの (1 件)

整理番号	該当箇所	意見	市の考え方
1	全体	<p>条例案の内容に関するもののほか、法令及び公用文の観点から気になった点を以下に記載します(飽くまで気付き等ですので、必ずしも修正を求めるものではありません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前文において、「一人ひとり」とありますが、「一人一人」ではないでしょうか(文部科学省用字用語例参照)。</li> <li>・前文において「そうした中」とありますが、書き出しの位置は一字分右ではないでしょうか。</li> <li>・前文において「罹患」とありますが、本則では「り患」となっています。平仄を合わせなくていいでしょうか(なお「罹」は常用漢字外ではないでしょうか。)</li> <li>・前文において「たとえ」とありますが、「例え」ではないでしょうか(常用漢字表)。</li> <li>・第1条において「事業者、教育関係者の」とありますが、「事業者及び教育関係者の」としなくていいでしょうか。</li> <li>・第2条において、主語である「市は」の後に読点を打たなくてもいいでしょうか。</li> <li>・第2条第1項において「早期発見、早期治療」とありますが、「早期発見及び早期治療」としなくてもいいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例としての表記・表現については、確認のうえ、必要な修正を行いました。</li> <li>・ 第6条に示す事業者に求める取組の動機づけについては、想定するものを逐条解説で例示しました。</li> <li>・ 第16条について、児童生徒への教育の段階では、がんに関する基礎的な理解を促すことに重きを置いた表現とし、市民に対しては、多くの情報の中から正しい知識をしっかりと伝えることによって、それぞれの市民が自分なりに理解を深めていくことを想定しているため、このような条文となっています。</li> <li>・ 第19条に示すがん対策に関する計画と施策の「定期的」な検討について、具体的な周期を想定しているものではありませんが、現段階では「健やかたかわ21プラン」に定められているがん対策をがんに関する計画と位置付けており、その進捗管理や計画期間に基づく見直しにあわせて検討がなされるものと想定しています。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2条第2項において「対して、」とありますが、第11条及び第15条第2項では「対し、」となっています。どちらかに平仄を合わせなくていいでしょうか。</li><li>・第3条第2項において「はじめ」とありますが、「始め」ではないでしょうか。 また、「連携のもと」とありますが、「連携の下」ではないでしょうか。</li><li>・第6条第1項において「従業員等」とありますが、「等」には何が入るのでしょうか。例えば従業員の家族も含むのでしょうか。定義を置くなど、具体的に明らかにする必要はないでしょうか。</li><li>・第6条第2項において、主語である「事業者は」の後に読点を打たなくてもいいでしょうか。 また、「理解を深め」とありますが、「知識」については深めなくてもいいでしょうか(環境の整備には知識も必要ではないでしょうか)。</li><li>・第6条の努力規定について、何か実施の動機付となるような対策は考えていますでしょうか。また、優良事例の横展開など、事業者任せにならないようにしていただきたいです。</li><li>・第8条において「恐れ」とありますが、「おそれ」ではないのでしょうか。また、「口腔ケア」とありますが、「腔」は常用漢字ではないのでルビを振る必要はないでしょうか。</li><li>・第9条第3項において「がん検診を受けやすい」とありますが、同条第1項等では「がん検診を受診しやすい」とあります。平仄は合わせなくていいでしょうか。</li><li>・第11条において「及び高齢期等」とありますが、「小児期」と「AYA世代」と「高齢期」の3つの段階が並列で「等」にかかって</li></ul>	
--	--	--

	<p>いるのであれば、「、高齢期等」ではないのでしょうか。</p> <p>また、「及び社会的問題」とありますが、「及び社会的な問題」としていいでしょうか（身体的等も「問題」にかけるため。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第12条見出しにおいて「家族等」とありますが、「等」には何が入っていますでしょうか（本文では「がん患者及びその家族」となっています。）。</li> <li>・第13条において、主語である「市は」の後に読点を打たなくてもいいでしょうか。</li> <li>・第15条第2項において「、その他」とありますが、読点は必要でしょうか。</li> <li>・第15条第3項において「理解及び関心を深め」とありますが、第17条では「理解を深めるとともに関心を高め」とあります。意図して「深め、高め」を使い分けているのでしょうか。</li> <li>・第16条において、学生等に対しては「がんについての理解」と、市民に対しては「がんに関する正しい知識」とありますが、学生等に対しては「知識」を、市民に対しては「理解」を規定しないのは意図的でしょうか。</li> <li>・第17条において「知識及び理解」とありますが、第2条第2項では「理解と知識」となっており、規定順が逆になっているように見えます。</li> <li>・第19条において「定期的」とありますが、その周期について何か想定しているものはありますか。</li> </ul>	
--	--	--

(2) 市議会の考え方を説明するもの (14 件) ※複数の条にまたがるご意見については、条ごとに1件でカウントしています

整理番号	該当箇所	意見	市の考え方
2	全体	<p>素案は「条例」ですので、表現は抽象的にならざるを得ないと存じます。</p> <p>がん経験者として、同い年の友人をがんで亡くしたばかりの者として、申し上げたいと思うことは、予防に力を入れることはもちろんのこと、</p> <p>「初期の段階で気づける知識と心構えを持つ」ことだと思っています。</p> <p>ネットなどでも「がんにかかってしまったらもうおしまいだから」などのご意見が散見されて悲しい思いになります。</p> <p>「初期で発見できたら治る可能性が高まる」「治療もステージが低ければ身体的にも経済的にもラク」という事実を子どもさんはもちろん大人の年代に伝えていく努力が必要と考えています。</p> <p>気になる症状が出て「怖いから医者に行かない」などの言葉を聞くことが多いです。</p> <p>怖いからこそ病院に行っていただきたいと思うのですが。</p> <p>私は、といえはひょんなことで会社の定期検診(当時は府中市在住)で卵巣がんをステージが低い時期に発見でき、発見から16年経った今でもおかげさまで元気に暮らしております。</p> <p>上記のことを条文に盛り込む文章の工夫については思いつきませんが、万が一かかってしまったかもしれない状況での心構えは早期発見目的での検査励行ととともに、気になる症状をほうっておかず受診しようと思っただけ、受診を促すような言葉が条例にあるとありがたいかな、と考えます。こちらはかかる健康保険料も結果的</p>	<p>がんの早期発見と早期治療が重要であるという認識は広がっていると感じていますが、ご指摘のように、がんに対する不安等からがん検診をためらう方がいるのも事実と認識しています。第9条の逐条解説に、がんの早期発見の効果についても盛り込むこととします。また、この条例は、がんの治療を受ける人も、治療しない選択をする人も、それぞれの選択が尊重され、その人らしく生きることにより寄り添うまちでありたいとの思いを込めた条例です。市民が、さまざまな選択の際に必要な情報を得ることができ、選択の先では寄り添った支援が受けられるよう、市に取組を求め、評価していきます。</p>

		<p>に小さくできることだとも考えます。</p> <p>9条や14条などに言葉が加えられたら、もしくは条例全体の意味解説文があると良いかな、と考えました。</p>	
3	第6条	<p>(事業者の役割)第6条 2 勤務を継続しながら治療の部分に「事業者には、患者である従業員が治療のため勤務を休まざるを得ない時に配慮する義務がある、休みやすい環境を用意する、治療の副作用による体調不良を考慮する」といった内容を盛り込んだ方が良いと思います。多くの患者は休みを言いにくいだろうし、体調不良で仕事を以前のようにこなせないことで負い目を感じる場合があるかと思います。</p>	<p>第6条について、事業者が果たすべき責務について市の条例で示すことは難しいと考えます。事業者に求める取組については、逐条解説に盛り込みます。</p>
4	第7条、第11条、第12条、第15条、第16条	<p>自分の子どもが小学生のころにがんに罹患して以降の経験を踏まえ、以下の通り意見を述べます。</p> <p>第7条：大切さを学ばせることはもちろん、教育関係者は罹患した児童の病気に対して、しっかりと学習してほしいです。今はAIも答えてくれる時代。1～2時間もあればわかることです。</p> <p>第11条：中学校からはまったく支援もなかったため、上記のことを頭に入れて対応していただきたく存じます。</p> <p>第12条：所謂お役所的な流れ作業ではなく、寄り添いのできる職員の配置・体制を希望いたします。医療機関も抱えきれないほどの患者を扱っています。</p> <p>第15条に関しても連携は不可欠です。地域包括センターのような迅速な対応、情報提供をよろしく願いいたします。第16条とともに、がんに関する正しい知識の普及啓発を、カタチばかりではなくぜひとも推進していただけますよう、よろしく願い申し上げます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7条について、がん教育という面だけでなく、がんに罹患した児童・生徒が円滑な学校生活を送るという視点からも、教育に携わる大人のがんに関する知識と理解は大変重要ととらえ、逐条解説に盛り込むこととしました。</li> <li>第11条について、市の取組が実効性のあるものとなるよう継続的に確認していきます。</li> <li>第12条について、さまざまな悩みに寄り添うという視点が重要であることを踏まえ、市に期待する取組を逐条解説に示しています。</li> <li>第15条及び第16条について、がんに関する情報収集・情報提供・広報や教育にあたっては、正しく適切な情報に基づいて行う必要があります、そのためには関係各所の連携が欠かせないことはご指摘の通りです。逐条解説ではその考えを示すとともに、今後の市の取組を確認していきます。</li> </ul>

5	第8条	<p>私どもは、「健やかたちかわ 21 プラン第4次」の際にも申し上げましたが、毎月一回、立川駅周辺でたばこの吸い殻等の清掃を実施してマナー啓発活動を行っている多摩地域の愛煙家の団体で、私はその代表です。</p> <p>今回の条例素案は、「市民の誰もが生涯にわたって健やかに安心して過ごせる立川を作る」を目的に、第8条において、「市は、日常生活に伴う喫煙、飲酒、食生活、運動、口腔ケアその他の生活習慣及び生活環境ががんの発生に及ぼす影響並びにがんの原因となる恐れのある感染症等に関する正しい知識の普及啓発その他がんの予防に関する必要な施策を講ずるものとする。」とされています。</p> <p>私どもといたしましては、その「必要な施策」の展開が是非適切に行われるようお願いしたいと考えます。それは、たばこは大人の嗜好品として、吸うか吸わないかは大人各人の判断によるものとの基本的考えに立って、その上で、喫煙マナーを守ることに資するとともに、一方、望まない受動喫煙を避けることにも配慮した施策ということであると思っております。</p> <p>その意味では、御市が公衆喫煙所の設置にご努力いただいておりますことは、喫煙者として大変有難く、また、たばこを吸われない方にも配慮した施策ということができ、今後とも、公衆喫煙所の増設を要望いたします。そのように喫煙につきましては、喫煙場所の確保、喫煙マナーの啓発等のトータルな施策を展開いただくようお願いいたします。</p>	<p>まずは、立川駅周辺での環境美化とマナーアップの取組へのご尽力に感謝申し上げます。がん予防については、正しい知識を持って行動することが大切であるとともに、それらの行動は個々の選択であり、強制できるものではないということは認識しております。がん対策の取組においては、がんの予防やがんへの罹患と生活習慣や生活環境の関係を過度に結びつけてしまうことがないように留意する必要があります。予防や治療において一人ひとりの選択が尊重され、その人らしく暮らすことができる社会となるよう、市の取組を注視していきます。</p>
6	第9条、第15条	<p>早期発見の為の検診の実施に際し、性別や国籍に関係なく、全ての市民（非正規滞在者も含め）ががん検診を受けられるように、記載してほしい。特に、男性への乳がん検診と男性の乳がんについて</p>	<p>すべての人ががん検診を受けられるようにするという内容を盛り込むことは考えておりません。がんに関する情報発信については、第15条で示しており、</p>

		の発信を記載してほしい	市民ががんに関する理解を深め、適切な判断や対応ができるように必要な情報提供等を行うよう求めています。
7	第10条、第15条	緩和ケアや治療に際し、手話通訳者や障害者の方々の支援を行っているボランティアの方々へも、言葉や知識の研修を実施できるように記載してほしい。実際の現場で知識がなく、正確な情報提供ができないと、患者の不利益になって、命に関わることにもなる。	ご指摘の通り、障害のある方への正確な情報提供は必要と考えます。一方で、緩和ケアや治療に関する適切な研修が市の立場で行えるかなど、課題は多いと考えられることから、今後の調査・研究の課題とさせていただきます。
8	第12条	(がん患者及びその家族等への支援)第12条 経済的な不安を軽減の部分で、より具体的な内容を記載した方がさらに良いと思います。金額は明示できなくても治療費の分割払いなどを盛り込むと患者、家族は安心できるかと思います。	第12条の経済的な不安への対応について、具体的な施策を条例に書き込むことは難しいと考えます。市や都などで現在行っている支援策や、今後新たに展開される施策などについて、適時情報提供に努めることでがん患者とその家族の不安に寄り添った対応をするよう市に求めています。
9	第16条	年に1回の児童生徒への、がん教育を条例で定めてほしい。できれば、幼稚園から、がん教育ができるよう記載してほしい	具体的な回数等を条文で示すことは考えておりませんが、市が現在行っている取り組みの継続・充実を求めています。

(3) その他 (参考意見として議会内で共有するもの) (0件)

整理番号	意見